別表（第4条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 排水設備の構造基準 |
| 管渠 | 1　管渠及び枝管の材質原則としてＶＵ管使用2　排水管渠の勾配100分の1以上3　枝管の内径 |
|  | 枝管の種別 | 枝管の最小管径 |  |
| 大便器 | 75㎜ |
| 小便器 | 50㎜ |
| 浴場 | 50㎜ |
| 台所 | 50㎜ |
| 床排水 | 75㎜ |
|  |
| ます | 1　設置箇所ますの設置箇所は、管渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類を異にする管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、掃除又は検査の容易な場所には枝付管若しくは曲管を用いることができる。2　間隔ますは、管渠の直線部においては管径の120倍以下の間隔に設けること。3　内のり塩化ビニール製　150㎜以上4　ふた等ますのふたは密閉とすること。 |
| 防臭装置 | 水洗便所、台所、浴場、洗濯場その他汚水の流出箇所にはトラップを取付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは通気管を設けること。 |
| 油脂しゃ断装置 | 料理店その他油脂類を多量に排出する場所の吐口には油脂しゃ断装置を設けること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 沈砂装置 | 土砂等を多量に排出する場所には、適当な砂だまりを設けること。 |
| 水洗便所 | 水洗便所は、便器内のし尿を施設に支障なく排除し得るに足る圧力水を注流することができる構造とすること。 |